

お詫びと訂正

第 33 回社会福祉士・第 23 回精神保健福祉士国家試験 受験対策 web 講座 受験対策 Pointbook 並びに講義映像について、以下の誤字・脱字・誤植等がありました。 お詫びして訂正いたします。

(2021 年 1 月 8 日更新)

■ 「低所得者に対する支援と生活保護制度」

Pointbook **NEW!**

該当頁	誤	正	備考
⑨低所得者に対する支援と生活保護制度－10 NEW! 生活困窮者自立支援制度 4) 制度の 6 つの事業	⑤家計 相談 支援事業 一家計管理の指導、生活福祉資金等の貸付の斡旋等	⑤家計 改善 支援事業 一家計管理の指導、生活福祉資金等の貸付の斡旋等	生活困窮者自立支援法第三条の 5「生活困窮者家計改善支援事業」にあるとおり「家計改善支援事業」が正しい表記。

■ 「更生保護制度」

Pointbook **NEW!**

該当頁	誤	正	備考
⑬ 更生保護制度－5 NEW! 2. 保護司 3) 要件	①人格及び行動について社会的信望を有する、②職務の遂行において必要な熱意及び時間的余裕を有する、③生活が安定している、④健康で活動力を有する、を満たす者 ※欠格条項「 <u>成年被後見人又は被保佐人</u> 」「 <u>禁固刑以上の刑に処された者</u> 」等	①人格及び行動について社会的信望を有する、②職務の遂行において必要な熱意及び時間的余裕を有する、③生活が安定している、④健康で活動力を有する、を満たす者 ※欠格条項「 <u>禁固刑以上の刑に処された者</u> 」等	講義映像についての修正は下記をご参照ください。

講義映像

3) 要件を説明した講義映像について、次のとおり修正いたします。

「成年被後見人又は被保佐人」それから「禁固刑以上の刑に処された者」等は、保護司になることはできません」

→正しくは「禁固刑以上の刑に処された者」等は、保護司になることはできません」です。

成年被後見人又は保佐人は、令和元年 6 月 14 日公布の「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」にて削除されたため。

■ 「保健医療サービス」

Pointbook **NEW!**

該当頁	誤	正	備考
⑩保健医療サービス－2 (高額療養費) 70 歳未満の自己負担上限額 NEW!	(表の項目) 事項 負担限度額	(表の項目) 自己 負担限度額	
⑩保健医療サービス－2 (高額療養費) 70 歳以上の自己負担上限額 被保険者の所得区分 NEW!	②一般所得者 (①および③以外の方) 外来 (個人ごと) 18,000 円 <u>(年間上限 14.1 万円)</u> 外来・入院 (世帯) <u>576,000 円</u>	②一般所得者 (①および③以外の方) 外来 (個人ごと) 18,000 円 <u>(年間上限 14.4 万円)</u> 外来・入院 (世帯) <u>57,600 円</u>	

(以下、1月8日以前の訂正)

<共通科目>

■「人体の構造と機能及び疾病」

Pointbook

該当頁	誤	正	備考
①人体の構造と機能及び疾病-1 下から3行目	●精神疾患の診断・統計マニュアル (DSM-IV)	●精神疾患の診断・統計マニュアル (DSM-5)	印刷開始後、収録前に判明したため、講義内でも訂正しています。
①人体の構造と機能及び疾病-6 ④腎臓の構造と泌尿器 腎臓における尿生成の仕組み	尿は尿管から膀胱、尿道を経て 対外 に排出される。	尿は尿管から膀胱、尿道を経て 体外 に排出される。	同上
①人体の構造と機能及び疾病-9 ⑪感覚器	外耳と 内耳 の境目に皮膚の一種である鼓膜がある。	外耳と 中耳 の境目に皮膚の一種である鼓膜がある。	同上

■「保健医療サービス」

Pointbook

該当頁	誤	正	備考
⑩保健医療サービス-4 診療報酬の計算方法	表内「包括払い方式」治療の内容に関係なく、定額が支払われる。 診断軍 分類別包括評価 (DPC/PDPS) と呼ばれ (後略)	表内「包括払い方式」治療の内容に関係なく、定額が支払われる。 診断群 分類別包括評価 (DPC/PDPS) と呼ばれ (後略)	
⑩保健医療サービス-4 【社会福祉士に関連する主な診療報酬】 回復期リハビリテーション病棟入院料1	※体制強化加算1では、3年以上の経験・研修を修了した専従常勤医師と退院 加算 に関する (後略)	※体制強化加算1では、3年以上の経験・研修を修了した専従常勤医師と退院 調整 に関する (後略)	PointBook 印刷開始後、収録前に判明したため、講義内でも訂正しています。

講義映像

I. 医療保険制度の概要の表を説明した講義映像について、次のとおり修正いたします。

「そして75歳以上になる人は、すべての人が後期高齢者医療制度に加入することになります」

→正しくは「そして75歳以上になる人は、後期高齢者医療制度に加入することになります」です。

75歳以上の後期高齢者 (65歳以上75歳未満の一定の障害者を含む。また、生活保護法による保護を受けている世帯に属する者を除く) が後期高齢者医療制度に加入するため。

(出典：社会福祉士養成講座編集委員会編「新・社会福祉士養成講座 12 社会保障 (第6版)」, P149)

■「権利擁護と成年後見制度」

講義映像

⑪権利擁護と成年後見制度-6

訂正をしていた「12. 代襲相続」の説明について、PointBookの「1) 代襲相続 (後略)」の元々の表記が正しいため、訂正箇所を削除し、講義映像の内容を修正します。以下、Pointbookの表記 (正しい内容) です。

12. 代襲相続・再代襲相続

1) 代襲相続：親が被相続人で子が親より先に死亡していた場合、孫が相続人になること

Pointbook

該当頁	誤	正	備考
①権利擁護と成年後見制度－1 第 32 回より出題～ 新しい動き～	成年後見制度の利用に関する法律 (以下成年後見制度利用促進法) (2016) 成年後見制度利用促進基本計画 <u>(2019)</u>	成年後見制度の利用の <u>促進</u> に関する法律 (以下成年後見制度利用促進法) (2016 <u>(平成 28) 年</u>) 成年後見制度利用促進基本計画 <u>(2017 (平成 29) 年)</u>	PointBook 印刷開始後、収録前に判明したため、講義内でも訂正しています。
①権利擁護と成年後見制度－1 2. 行政不服審査法 (行政に対する不服申立)	例) 生活保護法 介護保険法 (要介護認定) 国民健康保険法 <u>児童手当法他</u>	例) 生活保護法 介護保険法 (要介護認定) 国民健康保険法 他	児童手当法の不服申立前置は廃止されているため削除
①権利擁護と成年後見制度－6 14. 遺留分	平成 28 年民法改正の動向 (成年年齢関係等) 2022 <u>(令和 2)</u> 年から施行	平成 28 年民法改正の動向 (成年年齢関係) 2022 <u>(令和 4)</u> 年から施行	
①権利擁護と成年後見制度－10 5. 2つの委員会 問題	解答 2. <u>に○</u>	解答 3. <u>に○</u> 以下参照	次ページに再掲

①権利擁護と成年後見制度－10 5. 2つの委員会 問題 正しい○の箇所は以下のとおり。

<p>問題 日常生活自立支援事業の利用等に関する記述のうち正しいものを1つ選んでください</p> <ol style="list-style-type: none"> 成年後見人による事業の利用契約の締結は法律で禁じられている。 法定後見のいずれかの類型に該当する程度に判断能力が低下した本人が事業の利用契約を締結することは法律で禁じられている。 <u>3. 実施主体である都道府県社会福祉協議会は、事業の一部を市区町村社会福祉協議会に委託することができる。</u> 事業の実施主体である都道府県社会福祉協議会は、職権により本人の利用を開始することができる。 契約締結に当たって、本人の判断能力に懐疑がある場合は、市町村が利用の可否を判断する。

<社会福祉士編 専門科目>

■「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」

Pointbook

該当頁	誤	正	備考
⑰児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度-2 3. 児童福祉に関わる専門機関および専門職、実施の体制の ・児童相談所	・児童相談所：各都道府県及び指定都市・ <u>中核市</u> に設置義務(2016 (H28) 児童福祉法改正：23 区も設置可能に)	・児童相談所：各都道府県及び指定都市に設置義務。 <u>中核市は「設置できる」(義務ではない)</u> 。(2016 (H28) 児童福祉法改正：23 区も設置可能に)	講義内の解説も同様に訂正いたします。
⑰児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度-3 ◆経済的支援 児童扶養手当法	・一母等が公的年金給付を受けられることができる場合等は、 <u>手当は支給されない。</u>	・一母等が公的年金給付を受けられることができる場合等は、 <u>その状況が勘案されて支給額が決まる。</u> 2014、2020 年の法律改正により併給可能となり、適用範囲が拡大されています。	
⑰児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度-8 ・親権喪失・親権停止	・親の親権濫用、著しく不行跡と認められる場合、児童相談所長は家庭裁判所に対し「親権喪失の <u>宣言</u> 請求」を行うことができる	・親の親権濫用、著しく不行跡と認められる場合、児童相談所長は家庭裁判所に対し「親権喪失の <u>審判</u> の請求」を行うことができる	講義内の解説も同様に訂正いたします。

■「福祉サービスの組織と経営」

Pointbook

該当頁	誤	正	備考
⑮福祉サービスの組織と経営-7 中段(「IV. 福祉サービスの管理運営方法と実際」の直上)	・直接金融(株式や債権を購入者から資金を集める)／ <u>関節</u> 金融＝貸し手と借り手の間に金融機関が入る取引	・直接金融(株式や債権を購入者から資金を集める)／ <u>間接</u> 金融＝貸し手と借り手の間に金融機関が入る取引	

■「更生保護制度」

Pointbook

該当頁	誤	正	備考
⑲更生保護制度-4 9. 生活環境調整の 5) 結果報告	保護観察所長によってまとめられ、 <u>仮釈審査機関</u> の地方更生保護委員会、本人が収容されている矯正施設に送られる(機関連携)	保護観察所長によってまとめられ、 <u>仮釈放審査機関</u> の地方更生保護委員会、本人が収容されている矯正施設に送られる(機関連携)	

以上

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟